

米種子購入費 高騰分の半分を補助

問 農林水産課 農政係 (Tel64-1522)



米種子の価格高騰により影響を受けた農業経営を支援するため、購入費を補助します。なお、南筑後農業協同組合から購入している人は、申請不要です。

- 対象者 市内在住の農業者
- 対象事業 今年購入した米種子(苗は対象外)
- 補助率 前年からの価格上昇分の1/2以内
- 申込期間 7月1日～31日まで
- 申請に必要なもの 印鑑、振込先の通帳、領収書、米種子の品種・単価・数量・金額が分かる明細書(今年購入した分と前年購入した分)

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

問 健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)、大牟田年金事務所 (Tel52-5294) 日本年金機構



経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除承認期間は老齢基礎年金を受給するための資格期間に反映されます。

- ※ 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。
- ※ 50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

- 免除期間 7月～来年6月まで(申請時から最大2年1か月前までさかのぼり、過年度分も申請できます)
- 受付場所 健康づくり課国保年金係、各支所市民サービス係、大牟田年金事務所
- 申請に必要なもの 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカード、本人確認書類
- ※失業を理由に申請するときは、離職票・雇用保険受給資格者証などをお持ちください。
- ※代理人による申請の場合、委任状や代理人の本人確認ができるものが必要です。

令和7年度の保険料納付額(月額)

	納める保険料	受け取る年金額の割合
免除なし(通常納付)	17,510円	全額
4分の1免除(4分の3納付)	13,130円	8分の7
半額免除(2分の1納付)	8,760円	4分の3
4分の3免除(4分の1納付)	4,380円	8分の5
全額免除	0円	2分の1
納付猶予	0円	追納により反映

注意事項

- ①申請が遅れると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。
- ②免除や猶予された保険料は、10年以内に追納しないと、将来受け取る老齢基礎年金が減額されます。
- ③一部免除は、免除後の保険料を納付しないと未納扱いとなります。
- ④失業者は離職票・雇用保険受給資格者証などの写しを添付することで、また、天災により住宅などの財産の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人は、り災証明などの添付により、所得なしとみなすことができる場合があります。
- ⑤原則、毎年申請が必要です。全額免除や納付猶予が承認された人に限り、申請時に希望すると、翌年度以降も自動的に審査にかかる「継続申請」ができます。失業や天災が理由の人は継続申請対象外です。
- ⑥学生は「学生納付特例制度」を利用ください。

国民健康保険税の税率を改定します

問 税務課 市民税係 (Tel64-1511)



国民健康保険は、加入者の国民健康保険税と国、県、市の公費などで運営する制度です。市では、県が示す標準保険料率に基づき、毎年保険税率を改定しています。普通徴収の納期は7月から3月までで、4月から3月までの加入期間分を分納します(最大9回)。納付回数などは、加入者の異動により変更されることがあります。

■変更内容(かっこ内は昨年度)

	所得割	均等割(1人当たり)	平等割(1世帯当たり)	課税限度額
医療給付費	7.74%(7.61%)	29,194円(28,189円)	29,293円(28,211円)	66万円(65万円)
後期高齢者支援金	2.83%(3.01%)	10,563円(10,919円)	10,599円(10,928円)	26万円(24万円)
介護納付金	2.35%(2.44%)	10,750円(11,035円)	8,236円(8,481円)	17万円(17万円)

■軽減を受ける世帯(未申告などで所得不明の人がいる世帯は軽減されません)

- ①(43万円+10万円×(給与所得者等の数-1))以下…7割
- ②(43万円+30.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)+10万円×(給与所得者等の数-1))以下…5割
- ③(43万円+56万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)+10万円×(給与所得者等の数-1))以下…2割

※給与所得者等とは、給与収入が55万円を超える人、公的年金収入が60万円を超える65歳未満の人、または公的年金収入が125万円を超える65歳以上の人です。(給与所得者等の数-1)が0未満の場合は0とします。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険被保険者だった人で、後期高齢者医療制度移行後も引き続き同じ世帯に属する人です。

【産前産後期間による軽減】

子育て世帯支援のため、出産する被保険者に係る産前産後期間の保険税を軽減します。軽減を受けるためには申請が必要です。対象者は、健康づくり課国保年金係で申請してください。

※この制度での出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩です(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)。
 ※産前産後期間は、出産予定日(出産日)が属する月の前月から出産の予定日(出産日)が属する月の翌々月の計4か月間です。多胎妊娠・出産の場合は、出産予定日(出産日)が属する月の3か月前からの計6か月間です。

まるごとみやま市民まつり屋内展示 新規出展団体募集

問 介護支援課 介護保険係 (Tel64-1555)



市民の皆さまの健康づくり・福祉の向上・文化の継承発展を図るため、市民まつりの屋内展示を開催します。参加を希望する新規団体は、電話で申し込みください。

- 開催日 11月22日(土)、23日(日)
- 応募期限 7月31日(木)
- 会場 MIYAMAX建物内
- 注意事項

- ※物品販売はできません。
- ※スペースに限りがあるため、配置や広さなど希望に添えない場合があります。
- ※2日間の参加が原則です。1日のみ参加希望の場合は相談ください。



65歳以上の人に介護保険料の納付通知書を送付します

問 介護支援課 介護保険係 (Tel64-1555)



令和7年度の介護保険料決定通知書と納付通知書を7月中旬に郵送します。保険料は、本人の所得状況や世帯状況に応じて決まります。特別な事情なく滞納すると、介護給付が差し止めになることがありますので、忘れずに納付してください。

※令和7年度から、第一・第二・第四・第五段階を区分する所得の判定基準が、80万円から80.9万円に変わります。

【保険料の納付方法】

■ 年金からの控除 (特別徴収)

年金からの控除で納めている人は、引き続き年金から控除されます。(年金が年額18万円以上の人)

■ 納付書や口座振替での納付 (普通徴収)

年金が年額18万円未満の人や年度途中で65歳になった人、他市町村から転入した人などは、年金からの控除が開始されるまでは納付書または口座振替などで納付してください。

※納期限内であれば、コンビニエンスストアやスマートフォン決済でも納めることができます。

【保険料の納付が困難な場合】

災害や失業などの影響で保険料を納めることが難しい場合、申請により減免や納付の猶予が受けられることがあります。

【介護保険負担割合証の更新は8月】

有効期限は7月31日です。8月1日時点で介護認定を受けている人へ、新しい介護保険負担割合証を7月中旬に郵送します。

子どもへの食の支援などを実施する団体に補助をします

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)



地域のさまざまな場所を活用し、こどもの生活支援強化事業を行う団体に補助をします。こどもの生活支援強化事業とは、気軽に立ち寄ることができる食事などの提供場所を設け、支援が必要なこどもを早期発見し、行政などの支援機関につなげる仕組みをつくることです。

■ 対象団体 (①～④をすべて満たすこと)

①2人以上の構成員を有し、代表者が18歳以上であること ②団体の事務所(本拠)を県内に有し、市内でも活動していること ③政治活動、宗教活動、営利事業を目的とする活動ではないこと ④原則年度内に12日以上(参加者に18歳未満のこどもを含むもの)を行うこと

■ 対象事業

㉞ 食事、学習・遊びなどの体験、文房具・生理用品などのこども用品を提供する事業

【補助額】長期休暇の期間は15,000円/1日、長期休暇以外の期間は10,000円/1日

※こどもが参加した日のみを対象とし、上限は年間30万円

㉟ 既存の福祉・教育施設や、公民館などでのこどもの居場所を立ち上げる事業

【補助額】1か所60万円まで(1拠点1回のみ)

㊱ こどもの居場所などの事業を継続するための備品購入などの事業

【補助額】1か所30万円まで(1拠点1回のみ)

■ 申請期限 7月31日(木)

①㉞を同年度内に行う場合は、いずれか1つが対象です。

8月から後期高齢者医療資格確認書が「紫色」になります

問 健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)



後期高齢者医療に加入している人は、マイナ保険証への移行期間が令和8年7月31日まで延長されました。このため、7月下旬にすべての被保険者へ新しい資格確認書(紫色)を郵送します。有効期限は、令和8年7月31日までの1年間です。令和7年8月1日以降は、医療機関などに新しい資格確認書またはマイナ保険証を提示し受診してください。



■ 資格確認書が届かない場合の問い合わせ先

7月31日まで…大牟田郵便局 (Tel0570-943-660)

8月1日以降…健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)

【限度額の適用区分は資格確認書に併記されます】

限度額適用・標準負担額認定証なども新規発行が終了したため、限度額適用区分は資格確認書に併記されます。8月1日から使用する資格確認書に適用区分が表記されていない人のうち、併記を希望する人は申請が必要です。

詳しくは医療係に問い合わせください。

※新たに併記を希望する人や「長期入院該当」の適用を受ける人は申請が必要です。

※マイナ保険証の場合は、「長期入院該当」の適用を受ける人のみ申請が必要です。

■ 申請場所

健康づくり課 医療係、各支所市民サービス係

■ 必要書類

資格確認書、被保険者のマイナンバーが分かるもの、来庁者の本人確認書類など

【保険料】

7月中旬に郵送する後期高齢者医療保険料額決定通知書を確認ください。

■ 年間保険料の算出方法 (10円未満切り捨て)

均等割額 60,004円 + 所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除額) × 11.83%

■ 保険料均等割額軽減を受ける世帯の所得

同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額の合計が①～③の場合、保険料均等割額が軽減されます。

① (43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)) 以下の人…7割

② (43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)) 以下の人…5割

③ (43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)) 以下の人…2割

8月から国民健康保険資格確認書が「桃色」になります

問 健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)



マイナ保険証を持っていない人には、資格確認書(桃色)を7月下旬に郵送します。マイナ保険証を持っている人には、資格情報のお知らせを7月下旬に郵送します。(すでに資格情報のお知らせを持っている70歳未満の人には交付されません。)

旧保険証(柿色)などは、8月以降に各自で処分してください。

■ 資格確認書が届かない場合の問い合わせ先

7月31日まで…大牟田郵便局 (Tel0570-943-660)

8月1日以降…健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)

